

お申込方法・ご加入について

STEP 1

ご加入コースをご選択ください。次に、ご加入コースの保険料をご確認ください。(保険料はすべて一時払です。)



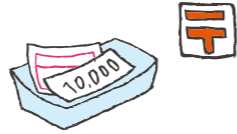
STEP 2

同封しております払込取扱票の記入例を参考にして必要事項をご記入ください。



STEP 3

ゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。



申込人(扶養者)	学習院大学・学習院女子大学に在籍する学生の保証人の方
被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲	学習院大学・学習院女子大学に在籍する学生の方(入学等手続きを終えた方を含みます。) ※賠償責任保険はご家族も対象となります。 (注)学資費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。また扶養者になれる方の詳細については別冊8ページをご確認ください。
加入者証	この制度は団体契約のため、ご加入内容を記載した加入者証を募集締切後に作成し郵送いたします。加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので大切に保管ください。ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。 ■加入者証郵送時期:4月下旬～5月下旬頃

保険金のお支払事例 ～例えばこんなことが起こったら～

ケース1

お子さまが部活動中に熱中症にかかり5日間入院、退院後3日間通院した。



ケース2

お子さまがスポーツで腕を複雑骨折し10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



ケース3

お子さまが自転車に乗っていて通行人に衝突しケガをさせ、法律上の賠償責任を負った。



ケース4

お子さまが盲腸で5日間入院し、手術を受けた。



事故が起こったら

事故が起こったら

早急にご連絡を(30日以内)



電話連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は

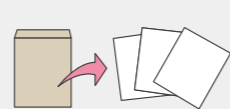
24時間365日
事故受付サービス

三井住友海上
事故受付センター
0120-258-189
(無料)



請求書を提出

保険金請求書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

銀行振込みでお支払いします。



変更があった場合や、脱退される場合

ご加入内容に変更があった場合や脱退される場合は、代理店・扱者へご連絡ください。

お問合わせ先

代理店・扱者 株式会社学習院蓼々会
〒171-0031 東京都豊島区目白1-5-1
TEL 03-5979-7767(平日9:00～16:30)

引受保険会社(幹事会社) 三井住友海上火災保険株式会社
広域法人部営業第三課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
A23-101224 承認年月:2023年10月

学習院大学
GAKUSHUIN UNIVERSITY

学習院女子大学
GAKUSHUIN WOMEN'S COLLEGE

重要につき、必ずご覧ください

このパンフレットには2024年度学習院大学・学習院女子大学学生総合補償制度別冊がついています。あわせてお読みください。

父母保証人の皆さまへ

2024年度

学生総合補償制度のご案内

学生・子ども総合保険

学習院大学・学習院女子大学にご入学された方の制度です
(この保険は学校法人学習院が保険契約者となる団体契約です。)

団体割引
10%
適用



保険料は
1日あたりわずか約61円!!

保険料は4年間一括払。
1日あたりわずか約61円で
4年間の補償が得られます!
(Aコースにご加入の場合)

充実した補償!!

大学内やレジャー・アルバイト・インターンシップ中のケガ・病気、第三者への賠償責任や扶養者に万が一の事故があった場合の学資費用まで補償。

下記動画も是非ご覧ください!



募集締切日

2024年3月29日(金)まで

(募集締切日は3月29日までとなっておりますが、なるべく入学手続きと同時に手続きください。)
※3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日から補償開始となります。

お早めにお手続きください

保険期間

2024年4月1日午前0時*から2028年4月1日午後4時まで 4年間

※この保険契約は保険始期が午前0時であるため、同日付で午後4時を保険終期とする他の学生・子ども総合保険契約等にご加入されている場合、保険期間が16時間重複します。この16時間内に「保険金をお支払いする場合」に該当する事故等が発生した場合、双方の保険契約から保険金が支払われることがありますのでご注意ください。

お申込方法

同封の払込取扱票(学生総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

学校法人 学習院

学習院大学・学習院女子大学学生総合補償制度

は 学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I 賠償責任補償 (アルバイト・インターンシップ中や受託物の破損等の事故も補償) (一部を除き国内外補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりするなどして、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。ご家族も補償*されます。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。

なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、)を被保険者とします。「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。詳細は別冊をご参照ください。

神奈川県、埼玉県に加えて2020年4月1日より、東京都においても自転車保険の加入が義務づけられています



示談交渉サービス付き

日本国内において被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、示談交渉をお任せします。(受託物の損害賠償を除きます。)

II 育英費用補償・学資費用補償

<育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

<学資費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、授業料などの学費を実額でお支払いします。

<疾病学資費用補償>

疾病学資費用補償(A・B・C・E・F・Gコースにご加入の場合)は、扶養者が病気により死亡された場合に授業料などの学費を実額でお支払いします。



III 学生本人のケガの補償(傷害補償)

国内外を問わずお子さまがケガにより死亡・後遺障害を被った場合、入院・手術・通院した場合にお支払いします。**ケガの入・通院は1日目から補償します。**



V 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金をお支払いします。



VII 生活用動産補償(国内のみ補償)

家財の損害を補償します。(E・F・G・Hコース) (例)下宿先で、不注意により家具を壊してしまった。
※免責金額については別冊4ページをご参照ください。



本人の食中毒・熱中症の補償

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約がセットされているため、お子さまの細菌性食中毒およびウイルス性食中毒・日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。

IV 学生本人の病気の補償(疾病補償)

病気の入院は1日目から補償します。

お子さまが国内外を問わず病気により入院、手術・放射線治療を受けた場合にお支払いします。



VI 借家人賠償責任補償(国内のみ補償)

借りている部屋を失火等で損壊してしまった場合家主に対して負担する損害賠償を補償します。(E・F・G・Hコース) (例)火の不始末で下宿先のアパートで火事を起こしてしまった。自分にケガはなかったが、家主より損害賠償を請求されてしまった。



扶養者の方がケガで死亡または重度後遺障害になられた場合

大学生のお子さまが卒業するまでに必要な費用は…

入学後の4年間で、約**966万円**必要です。(入学金、入学諸費用を除いた教育費+生活費)
(私立大学自宅外通学生(学寮生を除く)の場合 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「令和2年度学生生活調査」をもとに三井住友海上が試算)



育英費用保険金・学資費用保険金のお支払例

【ご加入条件】

- Aコースに大学入学時ご加入の場合
- 保険期間：4年間
- 学業費用支払対象期間：2028年4月1日まで
- 育英費用保険金額：(一時金)200万円
- 学資費用保険金額：(支払年度ごと)100万円

【実際にかかった費用】

- 授業料(年間実額)：100万円
- 大学1年生は50万円(前期分は支払済み)

お支払例は、ケガの事故の場合です。
※A・B・C・E・F・Gコースの場合、病気による死亡の場合も補償の対象です。育英費用はケガの事故のみ対象となります。

育英費用保険金 **200万円** [一時金でお支払]

学資費用保険金は、大学卒業予定時までに支払った事故日以降毎年の授業料等の学費を、学資費用保険金額を限度に実額でお支払いします。

扶養者の事故 大学1年生の4月30日の事故の場合

学資費用保険金 **50万円**

学資費用保険金 **100万円**

学資費用保険金 **100万円**

学資費用保険金 **100万円**

後期 前・後期 前・後期 前・後期
大学1年生 大学2年生 大学3年生 大学4年生

※事故の発生の日以前に支払った学資は補償されません。

>> 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合の学資費用・育英費用も補償されます。

加入コースは皆さまのニーズに合わせてお選びください。

Q.1 学生ご本人(お子さま)の居住先は火災保険に加入していますか?

はい

いいえ

Q.2 学生ご本人(お子さま)が入院された場合、より手厚い補償を希望されますか?

はい

いいえ

はい

いいえ

Q.3 扶養者が病気で死亡した場合の疾病学資費用補償はどのくらいを希望されますか?

100万円

50万円

50万円

なし

100万円

50万円

50万円

なし

皆さまのニーズに合ったコースはこちら

A

B

C

D

E

F

G

H

コース名と一時払保険料 ^(注3)	自宅通学生用				自宅外通学生用			
	おすすめ A	B	C	D	おすすめ E	F	G	H
保険期間	4年間							
I 賠償責任保険金額 ^(注1)	1億円(記録情報限度額500万円 ^(注4)) 示談交渉サービス付き(国内のみ)							
II 育英費用補償金額(ケガ)	200万円(一時金)							
学資費用補償金額(ケガ) ^(注2)	100万円(支払年度ごと)							
疾病学資費用補償金額(病気) ^(注2)	100万円(支払年度ごと)	50万円(支払年度ごと)	50万円(支払年度ごと)	—	100万円(支払年度ごと)	50万円(支払年度ごと)	50万円(支払年度ごと)	—
III 学生本人のケガの補償								
死亡・後遺障害保険金額	111.9万円	186.7万円	118.8万円	107.1万円	135.0万円	209.9万円	163.6万円	151.9万円
入院保険金日額	4,000円		3,000円		4,000円		3,000円	
手術保険金	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍							
通院保険金日額	2,000円							
IV 学生本人の病気の補償								
疾病入院保険金日額	4,000円		3,000円		4,000円		3,000円	
疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍							
放射線治療保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍							
V 天災危険補償	II・IIIのケガが補償対象となります。(IIの疾病学資費用は除かれます。)							
VI 借家人賠償責任保険金額	—				500万円			
VII 生活用動産保険金額	—				50万円			

- 上記は職種別A(学生等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 育英費用保険金・賠償責任保険金等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
- セットされている主な特約(上記記載以外) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、長期保険特約
- (注1) 賠償責任保険金の被保険者の範囲は2ページ I および別冊をご参照ください。
- (注2) 学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2028年4月1日までです。
- (注3) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- (注4) 記録情報とは、情報機器等に記録された情報をいいます。情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。